

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超える500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

（1） ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
(3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

- 第7条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。
- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（W e b会議【発注者指定型】）

- 第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「W e b会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「W e b会議実施要領」を適用する。
- 2 W e b会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

W e b会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（W e b検査【発注者指定型】）

- 第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「W e b検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「W e b会議実施要領」を適用する。
- 2 W e b検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

W e b会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

- 第10条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

- 第11条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。
- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyouuu/>

(本業務の特記仕様事項)

第12条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

1 目的

本業務は、気候変動の影響を考慮した牟岐川水系河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に関わる検討を行うものである。

2 業務内容

2.1 計画準備

業務の目的・趣旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成し、監督員に提出する。

2.2 資料収集・整理

業務に必要となる牟岐川水系の河川に関する以下の文献・報告書等を整理する。

- ①水文データ及び既往洪水資料
- ②関連事業に関する資料
- ③流域内の歴史・文化に関する資料
- ④水質・水利用に関する資料
- ⑤用水に関する資料

2.3 河道計画の検討

牟岐川水系牟岐川（河口～平野橋付近：L=約3.5km）を対象に、気候変動の影響を考慮した計画高水流量を安全に流下させるための河川改修等の整備内容を検討する。

なお、河口～固定堰（L=約1.7km）の区間については、「R6波土 牟岐川他 牟・中村他 治水対策検討業務」など（以下「既往検討など」と記す）や別途検討を進めている河川改修などの整備内容を精査する。

2.4 費用便益分析

2.3で検討した整備内容について費用便益分析を行い、整備の投資効率性を評価する。

2.4.1 概算費用算出

2.3で検討した整備メニュー、整備内容における事業費を算出する。

2.4.2 費用便益分析

「治水経済調査マニュアル（案）」に基づき、上記の整備メニューに対する費用便益比（B/C）を算出する。

2.5 河川整備基本方針（案）の作成

「既往検討など」を基に、「とくしま川づくり委員会」に提示する資料として、河川整備基本方針（原案）及び参考資料（治水計画編、流域概要編、付図）を作成する。

また、河川整備基本方針（原案）をとくしま川づくり委員会に諮り、その意見を反映させた牟岐川水系河川整備基本方針（案）を作成する。

2.6 河川整備計画（案）の作成

2.3及び2.4での検討結果を踏まえ、「とくしま川づくり委員会」に提示する牟岐川水系河川整備計画（原案）及び参考資料（治水計画編、流域概要編、付図）を作成する。

また、河川整備計画（原案）をとくしま川づくり委員会に諮り、その意見を反映させた牟岐川水系河川整備計画（案）を作成する。

なお、河川整備計画（案）の作成に関しては、2.8で収集する住民意見を反映し、地域の実情に応じた河川整備計画となるよう配慮を行い、記載に当たっては、住民等にわかりやすい内容となるように工夫する。作成に当たっては、以下に記載する事項に留意する。

- ・計画項目「流域及び河川の概要」及び「現状と課題」については、収集資料等を精査し、最新の情報を収集すること。
- ・国及び他都道府県が作成した河川整備計画を確認し、新たな知見を収集すること。

2.7 委員会資料の作成

牟岐川水系河川整備基本方針（案）及び牟岐川水系河川整備計画（案）について、「とくしま川づくり委員会」で使用する説明資料を作成する。

- ・とくしま川づくり委員会実施回数 3回
- ・委員会用資料作成実施回数 3回

2.8 住民意見の収集

住民意見を収集するために河川整備計画（原案）のパンフレット（A4仕上がり巻き3つ折り）の作成を行う。パンフレットは整備計画の内容をわかりやすくし、意見が収集できるよう配慮する。

- ・パンフレット作成 1回（印刷は含まない）

2.9 関係機関等への説明資料の作成

牟岐川水系河川整備基本方針及び牟岐川水系河川整備計画作成のために実施する関係機関等との調整に必要となる説明資料を作成する。

2.10 打合せ協議

打合せ協議は、原則として着手時1回、中間時1回、成果納入時1回の計3回とする。

2.11 報告書等の作成

受注者は、業務の成果として、その調査・検討結果等を特記仕様書に定められた項目に対応させて、調査・検討等の実施過程及び結果をとりまとめる。